

堺市告示第303号

広告景観特別地区の指定について

堺市屋外広告物条例（平成7年条例第38号。以下「条例」という。）第12条の2第1項の規定により広告景観特別地区の区域を次のとおり指定し、平成28年1月1日から施行する。

平成27年8月5日

堺市長 竹山修身

1 指定する広告景観特別地区は、次のとおりとする。

広告景観特別地区の名称	区域
広告景観特別地区（百舌鳥古墳群周辺地域）	別図のとおり

2 前項の広告景観特別地区（百舌鳥古墳群周辺地域）について、地区内の特性に応じた規制を行うため、百舌鳥第1種特別地区及び百舌鳥第2種特別地区に区分する。

- 百舌鳥第1種特別地区 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種中高層住居専用地域（風致地区を除く。）、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域
- 百舌鳥第2種特別地区 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域

広告景観特別地区（百舌鳥古墳群周辺地域）

